

公益財団法人新潟県スポーツ協会スポーツ仲裁に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県スポーツ協会（以下「本会」という。）が行ったスポーツ競技又はその運営をめぐる紛争について、スポーツに関する法及びルールの特明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するべく設立された公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「仲裁機構」という。）の仲裁によって迅速かつ公正中立に解決することを目的とする。

(仲裁の申立て)

第2条 本会が行ったスポーツ競技又はその運営に関する決定に対して不服がある競技者等からの不服申立てについては、仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」（以下「規則」という。）に基づく仲裁により、解決されるものとする。

2 前項に規定する競技者等とは、規則第3条第2項の規定によるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。